

三重県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱及び令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）、令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱（令和7年12月22日厚生労働省老発1222第3号厚生労働事務次官通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助事業者は、三重県内に所在する介護事業所等を運営する者とする。

(補助対象)

第4条 補助金の対象は、次の事業の実施に要する経費とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護施設等が介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等

(交付額の算定方法)

第5条 交付額は、次の事業ごとに算出した額の合計額とする。ただし、算出された額の合計額の申請総額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

別表1の補助事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

別表2の施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をする場合または補助対象事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更および補助目的の変更を生じない軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (5) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (6) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること及び知事に報告すること。
- (7) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (8) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

(交付申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- (3) 役員等調書（様式3）
- (4) 振込口座情報（様式4）

(補助金の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(交付の決定)

第9条 交付規則第4条第1項の規定による通知は、第7条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 第5条ただし書きによる必要な調整を行う場合には、第7条による申請額にかかわらず、調整後の額を交付決定額とするものとする。

(中止・廃止申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止、廃止を行う場合は、事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの時期)

第 11 条 交付規則第 7 条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して 15 日以内に行うものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、実施状況報告書（第 4 号様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 交付規則第 12 条の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は、令和 8 年 10 月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第 5 号様式）に次の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別清算額一覧（様式 5）
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所単位）（様式 6）
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 14 条 交付規則第 13 条の規定による額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この交付要領は、令和 8 年 2 月 10 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

	事業所・施設等の種別	基準単価 (1事業所又は1定員当たり)
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	200千円/事業所
6	訪問看護事業所	200千円/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200千円/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	200千円/事業所
12	特定施設入居者生活介護	200千円/事業所
13	福祉用具貸与事業所	200千円/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200千円/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200千円/事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200千円/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200千円/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200千円/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200千円/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護	200千円/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200千円/事業所
22	居宅介護支援事業所	200千円/事業所
23	介護老人福祉施設	6千円/定員
24	介護老人保健施設	6千円/定員
25	介護医療院	6千円/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6千円/定員
27	短期入所生活介護事業所	6千円/定員
28	養護老人ホーム	6千円/定員
29	軽費老人ホーム	6千円/定員

(1)通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均による。

(2)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員による。

(3)事業所・施設等について、申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものは含まない。

(4)各介護予防サービスは対象に含まない。

(5)介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

別表2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

	施設等の種別	基準単価 (1定員当たり)
1	介護老人福祉施設	18千円/定員
2	介護老人保健施設	18千円/定員
3	介護医療院	18千円/定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18千円/定員
5	短期入所生活介護事業所	18千円/定員
6	養護老人ホーム	18千円/定員
7	軽費老人ホーム	18千円/定員

(1)定員数は、令和7年4月1日時点の定員による。

(2)介護施設等について、申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものは含まない。